日調連発第１９８号
平成２４年１０月１５日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記規則の一部を改正する省令について（参考送付）

この度、別添のとおり、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、不動産登記規則の一部を改正する省令が定められましたので、参考までに送付します。

法務省令第　　号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

法務大臣　滝　　実

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第四項第一号及び第五項第一号並びに第七十条第一項第一号中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

不動産登記規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

○　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
（登記識別情報の通知の方法） 第六十三条　（略） 2・3　（略） 4　（略） 一　申請人等が自然人である場合において当該申請人等の住所に宛てて書面を送付するとき、又は申請人等が法人である場合において当該申請人等である法人の代表者の住所に宛てて書面を送付するとき（第三号に掲げる場合を除く。）　日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法 二・三　（略） 5　（略） 一　当該代理人が自然人である場合において当該代理人の住所に宛てて書面を送付するとき、又は当該代理人が法人である場合において当該代理人である法人の代表者の住所に宛てて書面を送付するとき　日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便	（登記識別情報の通知の方法） 第六十三条　（同上） 2・3　（同上） 4　（同上） 一　申請人等が自然人である場合において当該申請人等の住所に宛てて書面を送付するとき、又は申請人等が法人である場合において当該申請人等である法人の代表者の住所に宛てて書面を送付するとき（第三号に掲げる場合を除く。）　郵便事業株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法 二・三　（同上） 5　（同上） 一　当該代理人が自然人である場合において当該代理人の住所に宛てて書面を送付するとき、又は当該代理人が法人である場合において当該代理人である法人の代表者の住所に宛てて書面を送付するとき　郵便事業株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便

又はこれに準ずる方法 二　（略） 6～9　（略） （事前通知） 第七十条　（略） 一　法第二十二条に規定する登記義務者が自然人である場合又は当該登記義務者が法人である場合において当該登記義務者である法人の代表者の住所に宛てて書面を送付するとき　日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法 二・三　（略） 2～8　（略）	又はこれに準ずる方法 二　（略） 6～9　（略） （事前通知） 第七十条　（同上） 一　法第二十二条に規定する登記義務者が自然人である場合又は当該登記義務者が法人である場合において当該登記義務者である法人の代表者の住所に宛てて書面を送付するとき　郵便事業株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法 二・三　（同上） 2～8　（同上）